

第五十九回 帝國議會 貴族院 衛生組合法案特別委員會議事速記錄第七號

昭和六年三月二十日(金曜日)午後一時十
八分開會

○委員長(侯爵大久保利武君) ソレデヤ是
カラ開會イタシマス、今日ハ寄生蟲病豫防
法案ヲ議題ト致シマス、モウ御質問ハ如何
デスカ

○子爵東園基光君 私ハ甚ダ他ノ用務ノ爲
ニ怠ケテ居リマシテ、寄生蟲病ノ豫防法ニ
對シマシテ質問ノ機會ニチヨット出席イタ
シマセヌデ居リマシタガ、衆議院ノ委員會
ノ狀況又本委員會ニ於キマスル皆サン方ノ
色ニ御質疑御應答ノ模様ヲ詳細承リマシ
テ、私ト致シマシテハ改メテ御伺ヒ致スコ
トモナイヤウニ考ヘラレルノデアリマス、
他ノ委員ノ御方ニ於カレマシテ、若シ御
質疑ガ特ニゴザリマセヌヤウデアリマシタ
ラバ、最早質疑ハ御打切り願ヒマシテ討論
ニ御進ミ願ヒタヤウニ存ジマスガ……

〔「贊成」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○委員長(侯爵大久保利武君) 只今東園子
爵カラシテ質問打切りノ動議ガ出マシテ御
贊成ガアルヤウデスガ、其通り致シテ御異
議アリマセヌデスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵大久保利武君) ソレデハ本
案ニ對スル質問ハ是デ打切りト致シマシテ
討論ニ入ルコトニ致シマス

○子爵東園基光君 寄生蟲病豫防ニ付キマ
シタ如ク、誠ニ我國ニ於キマシテハ諸外國
ニ對シマシテモ甚ダ不名譽ナ狀況デアリマ
スノデ、ナントカ是レガ蔓延ヲ防ギ進ンデ
ハ其根ヲ絶ツト云フコトニ付キマシテハ、
如何ナル手段ヲ以テモ是非遂行イタシタク
豫不テ我ミハ考ヘテ居ル次第アリマス、
然ルトコロ今回御提出ニナリマシタ案ヲ拜
見イタシマスト、其寄生蟲ノ種類モ略々此
邊ノ種類ヲ御掲ゲニナリマシタコトモ適當
グラウト存ジマスルシ、又各地方等ニ於キ
マスル順序等モ結構ノヤウニ存ジマス、唯
此色ニ質疑中ノ御模様ヲ承リマスルト、經
費ノ御關係ニアリマセウケレドモ、附則ニ
於キマシテ「本法施行期日ハ各條ニ付勅令ヲ
以テ之ヲ定ム」、斯ウ云フコトガ掲ゲラレテ
ガ爲ニ折角御努力ニナッテ居リマス此各種
寄生蟲病法ニ付テノ色ニノ御計畫ガ、法律
ニ付テハココニ第七條ニ御覽ノ如ク六分ノ
一ト云フコトガ明記サレテ居リマス、又其
他細イ補助ニ付キマシテハ、明記サレテ居
来マスナラバ何力命令其他ニ是モ議論ノ起
テヌヤウナ點ガアリマスケレドモ、是ハ出
來マスナラバ何力命令其他ニ是モ議論ノ起
テヌマス餘地ノナイヤウニ、其邊ノ事ヲ十分
明確ナル規定ヲ併セテ戴キマスヤウニ相成
リマシタナラバ、一層好都合デアラウト思
ヒマス、何レニ致シマシテモ法律ハ此際是

法律デアリマスルシ、如何ニ今日ノ經濟國
難ノ時代ニ非常ナ時デアルト云フ爲ニ此苦
シイ條項ヲ入レマシテ、豫算ノ取廻シヲ辛
マシタ如ク、誠ニ我國ニ於キマシテハ諸外國
ノ體裁上カラ申シマシテモ甚ダ感心セヌ條
項ノヤウニ存ゼラレルノデアリマス、去ラ
バト申シマシテ、之ヲ單ニ抜キマシテ、直
其期日ハ速ニ到達イタシマシテ一刻モ早ク
ルヤウナ時期ニ於テ期日ヲ御定メ願ヒ、又
チニ勅令ヲ以テ期日ヲ定メラレ、直チニ施
行スルト云フコトニナリマシテハ、豫算ニ
於テモ非常ニ御困難デアルヤウニ思フノデ
アリマス、併ナガラ立法ヲ致シマス時期ハ
追ラレナガラ、知ラズシテ數年ヲ延期シマ
トシテ置キタイ、斯ウ云フヤウニ願ヒタイ
ト云フ考ヲ持テ居リマス、尙又色ニ補助
ニ付テハココニ第七條ニ御覽ノ如ク六分ノ
一ト云フコトガ明記サレテ居リマス、又其
他細イ補助ニ付キマシテハ、明記サレテ居
来マスナラバ何力命令其他ニ是モ議論ノ起
テヌマスナラバ何力命令其他ニ是モ議論ノ起
テヌマスナラバ、一層好都合デアラウト思
ヒマス、何レニ致シマシテモ法律ハ此際是

非制定イタシ、施行期日其他ニ付キマシテ
ハ、成ベク速カナ時期ヲ勅令ヲ以テ御定メ
ヲ願フ、サウシテ其際ニハ此法律全體ガ活
動イタシマスト云フヤウニ致サレタイ、此
意味ヲ以チマシテ附則ノ四字ヲ削リマスコ
トヲ提出イタシマス

○森田福市君 私ハ只今ノ附則ノ「本法施
行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト
云フ此修正ニ付テハ贊成スルモノデアリマ
ス、唯此法律案ガ只今東園子爵ノ仰シヤル
通リ、斯ウ云フ豫防法ハ一日モ早イガ宜シ
イコトヲ我ミハ希望スルノデアリマス、第
五條ノ「北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定
ムル處ニ依リ寄生蟲病ノ豫防及治療ノ爲費
用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其費用ノ補助
ヲ爲スベシ」トアッテ、サウシテ一方施行細
則ノ方ニ持ッテ行ッテ、四分ノ一以上、或ハ
六分ノ一以上ノ二ツノ條項ヲ施行細則ノ方
ニ設ケラレテ居リマスガ、斯ウ云フコトニ
付テハ、特ニ何カ良イ方法ハナイモノデセ
ウカ、要スルニ若シ市町村ノ出費ガ非常ニ
高クナッタ場合ニハ、或ハ又府縣ノ補助ガ非
常ニ多クナッタ場合ニ國家ガ七條ニ依ル六
分ノ一ノ豫算ガナイ場合ドウナルデアラウ
カ、若シ市町村ガ非常ニ費用ヲ生ジタ場合
ニ其府縣ガ四分ノ一以上若クハ六分ノ一以

テ其施行細則ヲ命令ヲ變更スルヤウニ運動ガ出來、又セザルヲ得ヌヤウニナリハシナイカ、或ハ又府縣ニ財政ノ餘裕ガアツテ、其施行細則等ノ補助ヲ與ヘタシタ場合ニ、本省方面ノ第七條ノ經費ガ不足ヲ生ジテ來テ、六分ノ一ノ補助が出來ナイヤウニナリハシナイカト云フ處レヲ持シテ居リマスカラ、此點ニ關シテ何トカココニ良イ方法ニヲ決メテ置ク必要ハナイカ、是ハ御相談的ニナリマスガ、ナイトスレバソレハ致シ方ナイト思ヒマス、ナケラネバ此四字削除ノ修正ニ賛成シテ……取敢ズ賛成ハ致シマスガ、此點ハ先ヅ一番憂慮スルモノデアルト云フコトヲ一ツ御承知置キ願ヒタイノデアリマス、今私ガ言フヤウナ風ニドウシテモ巧ク行キマセヌ、此問題ハドウシテモ三ツニ關係アルコトデアリマス、市町村ハ必要ナル經費ヲ是非出シテヤラヌケレバナラヌ、ソレニ對シテハ寄生蟲病ノ豫防ニ對シテ四分ノ一、治療ニ對シテ六分ノ一ト云フモノヲ貰フコトヲ當ニシテヤッタガ、府縣ニハナカッタ、豫算ガ足ラナカッタ、或ハ縣參事會ヲ開イテ追加豫算ヲ以テ補助ニ應ズル場合、其六分ノ一ノ國庫補助ノ方ガ豫算ガ足ラナイト云フヤウナコトガ出來ハセヌカ

ト云フコトヲ憂ヒテ居ルノデアリマス、ダ
カラ此點ヲ政府ノ方に於テカ、或ハ委員ノ
先輩各位ニ於テカ、何トカ考慮ヲ願^ツテ、サ
ウシテ何トカ宜イ後日之ダケノコトニ對シ
テハ間違ヒナイト云フ裏書ヲシテ貰フ方法
ハナイデセウカ

○子爵東園基光君 只今森田委員カラノ御
話ハ私モ御同感ノ點ガ多イノデアリマス、
併ナガラ私考ヘマスルノニ此寄生蟲病ハマ
ア他ニ將來何カ特別ナ新タニ發見サレタモ
ノデモ起リマスレバ格別デアリマスガ、只
今此法律ノ想像サレテ居リマスル蛔蟲病、
十二指腸蟲病、住血吸蟲病、肝臟^{ヂスト}
マ^マ病ト云フヤウナモノハ、當初ニ於テ各地
方ノ總テノ狀況ヲ何レ御調査ニナリマシ
テ、其費用ヲ要スル所ノ基礎ヲ必ズヤ御調
ペニナルダウト考ヘルノデアリマス、之
ニ對シマシテ北海道廳或ハ地方府縣其他ガ
爲シ得ル程度デアルナラバ、施行規則ト相
俟シテ或ルモノニハ四分トカ何トカ色々^ミ細
カイコトガ出來ル譯デアリマセウ、即チソ
レ等ノ範圍ニ於テ地方ガ費用ニ堪ヘ得ルカ
ドウカト云フコトハ、最初ニ於テ相當御豫
想ガ出來ルデアラウ、之等ハ勿論初メノ御
計畫ニ於テ豫想ガ付クモノデアラウ、サウ

他ノ猛烈ナル傳染病ト異ナリマシテ、俄ニ
緊急ニ驚クベキ補助額ヲ要スルト云フコト
ハ餘リナイ性質ノ病氣デハナイカト云フ氣
ガ致スノデアリマス、寧ロ之ハ油斷ヲ致シ
マスト相當年月ノ間ニ賤々ト進ムト云フコ
トハアリマセウト思ヒマスガ、俄ニ費用ガ
殖ヘルト云フコトハ寧ロ少イデヤナイカ、
デアルカラシテ出來得ル限り速カニ、調査
ノ方法ノ方ニ盡サレマスト云フコトガ、却ツ
テ費用ヲ要セナイトニナリヤシナイカ、
此點ハ我ミ勿論病氣ニ對スル智識ガ乏シウ
ゴザイマスカラ、或ハマルデ違ヒマシタ結
果ニナルカモ存ジマセヌガ、我ミハサウ云
フ風ニ考ヘマスノデ、其邊ノ所ハ能ク地方
ノ負擔ノ狀況ナドモ御考ヘ下サレマシテ、
市町村ニ對スル補助ノ程度マデ行ハレルベ
キモノデアラウト云フ時期ガ即チ本法律ガ
施行セラレル時期ニナツテ來ルノデハナイ
デセウカト思フ、其ヤウナ意味ヲ以チマシ
テ、左マデ心配デアルマイト云フヤウナ考
ヲ持ツテ居リマス、合セテ申添ヘテ置キマス
○阪本彭之助君 私ハ全然東園子爵ノ御發
議ニ同意スルモノデアリマス、只今森田君
ノ御心配ハ要スルニ御親切ナ御心配デアリ
マスガ、左様ニ私ハ、今東園君モ御述ベニ
ナリマシタガ、サウマデ心配スル程澤山ナ

費用ヲ要スル場合モ少ウゴザイマセウシ、萬一豫算ヨリハ多少超過ヲ致シタ場合ハ國庫ハ矢張リ、内務省トシテハ豫備金支出ヲ御求メニナルコトモ出來ルノデハナイカ、又府縣モ豫備金ガ許スナラバ豫備金カラ矢張リ支出セラレル性質ノモノデハナイカト存ジマスノデ、其邊ハ餘リ顧慮セズニ此案ヲ決シテモ差支ナイノデヤナイカト思フノデス、尙ホ此案ヲ幸ヒニ我ミノ主張スル如クニ「各條ニ付」ノ四字ヲ削リマシタ曉ハ、國庫ノ經濟ガ許スト云フ時マデハ此法律ノ施行ハ出來ヌ譯デアリマス、出來得ベクンバ昭和七年度ニ計上セラレテ、此法律ノ發動ガ出來ル様ニ内務大臣ハ十分ニ御努力ヲ願ヒタイト云フコトヲ附加ヘマシテ、本案ノ四字削除ト云フコトニ賛成オタシマス

○若林賛藏君 是ハ補充費ニナリマセヌカ
○阪本鈴之助君 私ハサウ思ヒマス
○若林賛藏君 サウ思フ、ソレデヤ補充費ニナレバ、地方ニ於テ一圓ト豫算ニ積ツテ居、テモ一向差支ナイ費用ノヤウニ思フ、其時要スルダケノ費用ハドウシテモ是ハ出サナケレバナラヌ費用ダト思フ、國庫モ同ジコトデアル、第一次豫備金カ第二次豫備金カカラ出ナケレバナラヌ補充費デナイカ、ソレデ今ノアレハナクナルダラウト思フ

○委員長(侯爵大久保利武君) 速記中止
〔速記中止〕

○委員長(侯爵大久保利武君) ソレデヤ速記ヲ始メテ……

○子爵米倉昌達君 色ミ御説明ヲ承リマシテ、寄生蟲病ト云フモノハ非常ニ恐ルベキ害ヲ人體ニ與ヘルモノデアリマシテ、殊ニ之ノ豫防ヲ徹底サセルト云フコトハ必要ダラウト思ヒマス、國民ノ保健衛生上並ニ農民、或ハ労働者デモ此寄生蟲ニ罹リマスト非常ニ労働能力ヲ失フノデアリマス、又多クノ學童ガ之ニ罹リマスルト、非常ニ學業ノ成績ニモ關係イタシマスシ、又發育ニモテ、此寄生蟲ハ徹底的ニ豫防シナケレバナラナイグラウト思フノデアリマス、出來ルダケ早ク此法律ガ施行サレテ豫防ヲ徹底サセルト云フコトガ必要ダラウト思ヒマス、私ハ先程ノ修正ノ「各條ニ付」ノ四字ヲ削除シテ後ハ全部原案通り賛成致シタイト思ヒマス

○委員長(侯爵大久保利武君) 他ノ諸君ハ如何デゴザイマセウ

○男爵紀俊秀君 採擇ヲ願ヒマス

○委員長(侯爵大久保利武君) ソレデヤ採擇致シマス、東園子爵ヨリシテ本案ニ對ス

| | |
|--|----------------|
| ル意見ト致シテ附則ノ中ニアル「各條ニ付」ト云フ四字ヲ削除シテ、其他ハ總テ政府提出ノ原案ニ賛成シタイト云フ御意見デアリマス、之ニ段ニ御賛成モアルヤウデアリマスガ、其通り決定シテ御異議ナイデセウカ | 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕 |
| ○委員長(侯爵大久保利武君) ソレデヤ満場一致デ其通り決シマシタ、本案ハ是デ全部議了致シマシタ、是デ散會致シマス | 午後一時四十一分散會 |
| 出席者左ノ如シ | |
| 委員長 侯爵大久保利武君 副委員長 阪本鈴之助君 委員 侯爵松平 康昌君 子爵實吉 安純君 子爵東園 基光君 子爵米倉 昌達君 男爵紀 俊秀君 若林 賛藏君 森田 福市君 | |

昭和六年三月三十一日印刷

昭和六年四月一日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局